象牙製品等の適正取引のお願い



法令順守のお願い

ご存知のように、事業者登録や全形を保持 した象牙の登録など、「種の保存法」の規則に 従えば、国内での象牙取引はみとめられてお ります。しかし、海外への違法な持出しが懸 念されており、それが理由で、象牙の国内市 場閉鎖の議論が2016年の第17回締約国会 2022年3月に最終報告書が公表されました。 議(COP17)以降、ワシントン条約会議の場 で続いております。

今後も象牙を取り扱う事業を続けて行くたります。 めには、国内外に対して日本がルールを守っ た取引を行っていることを強く情報発信する 必要があります。そのためにも、法令順守の 下、象牙製品等が違法に海外に持出されない ようご協力ください。



象牙取引規制に関する 有識者会議

東京都は、象牙の国内取引規制の検証と国 際都市である東京がなすべき対策を検討する ため、2020年1月10日に7名の有識者委 員からなる「象牙取引規制に関する有識者会 議」を立ち上げました。合計7回開催され、

また、当組合からは第3回の会議の際に「私 たちからのお願い」と題した文章を提出してお





第3回有識者会議提出文書 「私たちからのお願い」



東京都の取組

有識者会議での意見も踏まえ、象牙製品等 の違法な海外持出を防止するための対策を講 じることにより、事業者による象牙取引が適 正に行われていることを国内外に示しており ます。







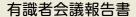




象牙取引規制に関する

東京都の取組



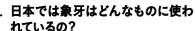


── 知っていますか? Did You Know? 您知道吗? /

象牙製品の日本国外への持出は違法です

It's illegal to take ivory products out of Japan!

携带象牙制品出境日本是违法的

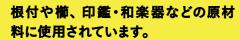


What's ivory used for in Japan? 在日本,象牙用于制造哪些物品?

お土産として持ち出すこともだめなの?

Can't we even take them overseas as a souvenir?

作为纪念品携带出境也不行吗?



Ivory is used to make things like netsuke, combs, seals, and Japanese musical instruments.

用来制作坠子、梳子、印章及日本传统乐器等。



お土産でも違法です。懲役や罰金等 の罰を受けることがあります。

※持出先の国で罰せられる可能性もあります。

No, it's illegal even as a souvenir. It may result in penalties such as imprisonment or fines.

Note: You may also be punished in the country you take them to.

作为纪念品也是违法的。 可能被处以

监禁或罚金。

※还可能受到目的地 国家的处罚。

STO

国内での象牙製品の取引は、法律の下で厳格に管理されており、 法に基づく登録事業者からのみ購入が可能です。

In Japan, trade in ivory products is strictly controlled by law, and they can only be purchased from legall registered dealers. 日本国内的象牙制品交易被依法严格管理,仅能从依法注册的经营者处购买。

海外に持ち出す目的で象牙製品を購入することはできません You're not allowed to buy ivory products to take overseas. 禁止购买用于携带出境的象牙制品











国と東京都は「種の保存法」による象牙・象牙製品の取引規制、及び「外国為替及び外国貿易法」等による輸出入規制の普及啓発について連携して取り組んでいます。

ワシントン条約と法律により国際取引が制限されています。 CITES and Japanese law regulate international trade in ivory. 根据华盛顿公约和法律、象牙及其制品的国际贸易受到管制。







海外持ち出し違法通知ポスター

ワシントン条約について



ワシントン条約は2023年1月現在、184カ国 が加盟している大規模な国際条約です。

アフリカゾウの象牙の国際取引は1989年に 禁止されました。1997年に開かれた第10回 締約国会議(CoP10)において、ボツワナ、 ナミビア、ジンバブエのアフリカゾウは条約附 属書[(国際取引禁止)から附属書[(国際取引 許可制) に移り、その結果、1999 年に約50 トンの象牙が日本に輸入されました。また、 2009年には南アフリカを加えた4カ国から約 40トンが日本に輸入されました。

その後、象牙取引提案は採択されていませ ん。2016年には、**密猟もしくは違法取引に** 寄与している合法的な象牙国内市場を有する 国は国内市場を閉鎖する措置をとることが勧 告されました(CoP17)。

2022 年 11 月にパナマで開かれた CoP19 では、合法国内市場を有する国に関係する象 牙押収事例を分析し、作業の進捗状況を第 77回常設委員会で報告、第78回常設委員会 に最終報告書を提出することなどが決まりまし た。第77回常設委員会は2023年11月にジュ ネーブで開かれます。

象牙国内市場と密猟・密輸に関する日本政府 の立場は、

- •日本国内で取引されている象牙や象牙製品 は、過去に合法的に輸入された象牙に由来 するものであり、国内の象牙取引が密猟や それに由来する密輸を助長しているという 証拠は示されていない。
- 近年、国内における象牙や象牙製品の大規 模な密輸事例は確認されていない。
- •種の保存法による制度の下で、国内の象牙 市場を厳格に管理し、合法的に輸入された 象牙によって行われている国内の象牙取引 が、アフリカゾウの密猟や違法取引に寄与 していないことを示すことが重要である。 となっています。

しかし、象牙押収事例の分析結果次第では、 日本の国内市場閉鎖に繋がりかねません。

以上の状況より、少しでも海外への象牙製品 等の違法な持ち出しを無くすことが必要です。

日本の象牙利用の考え方



日本の象牙市場と 密猟・密輸に関する見解

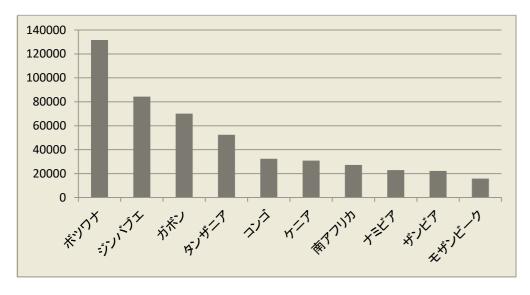


アフリカゾウの現状

アフリカゾウの生息状況に関する最新のデ 年に発表した『2016年アフリカゾウ生息状況 98,389 頭、南部 309,361 頭、西部 14,621 報告書』です。IUCNは、アフリカを北部、西 部、中部、東部、南部の5地域に分けていま 割合は57%です。 す。アフリカゾウは北部を除く地域に生息し ています。ほぼ確実に把握されている生息数 在しており、ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、 は、大陸全体で434,474頭です。その内訳 ジンバブエのゾウの頭数はいずれも安定もし は、中部 24.119 頭、東部 86.373 頭、南 くは増加傾向を示しています。 部 309.361 頭、西部 14.621 頭で、南部が

全体の約71%を占めています。これに推 頭の合計 541.684 頭となり、南部が占める

同様な生息数のデータは、1995年から存



アフリカゾウ生息数トップ10 (IUCN 2016 より作成)





『2016 年アフリカゾウ 生息状況報告書 (英語)』



種の保存法について

アフリカゾウ及び象牙と関連する法律は、 「外国為替及び外国貿易法 (外為法)」と 「絶滅 のおそれのある野生動植物の種の保存に関す る法律(種の保存法)」です。このうち、国内 での象牙取引と関係するのが「種の保存法」 です。象牙及びその製品の輸出入は「外為法」 により原則禁止されています。



種の保存法とは



全形を保持した象牙は、登録票を伴った場

業として、象牙のカットピース、端材、印材、

製品を取り扱う場合、事業者登録が必要です。

合のみ、売買が可能です。

象牙(全形牙)・象牙製品の 取引制度について



象牙取引に関する東京象牙美術工芸協同組合の立場

象牙製品は、一生大事に使い、そして受け継ぐことができるエコな天然素材であり、日本 国内の象牙産業は自然との共生に基づく伝統産業です。

ルールを守って取引することはゾウの保全と地域住民の発展に貢献するという条約締約 国会議の決議がなされています。

一方で、**日本国内にある象牙製品等の海外への違法な持出しは**、アフリカゾウの密猟 と関係がないとはいえ、ワシントン条約や法律に違反する行為であり、あってはならな いことです。

合法的な国内市場や取引を守るためにも、違法な取引は根絶する必要があります。 そのため、我々は貢献していきたいと考えます。

なお、象牙組合の立場は、組合ホームページで発信しているほか、小冊子『The Ivory』も作成しております。

The Ivory







東京象牙美術工芸協同組合

〒 111 − 0035

東京都台東区西浅草3-26-3

TEL: 03(3841)2533 FAX: 03(3841)2557

MAIL: jiaivory@jcom.home.ne.jp

URL: www.tokyo-ivory.or.jp

特別国際種事業者(ぞう科の牙及びその加工品)

登録番号 01434/ 代表理事 鶴見 剛

登録の有効期間満了日 2026 年 5 月 31 日